

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」を一部改定し、令和7年（2025年）2月1日以降の入札より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考																			
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 2 章 材料</p> <p>1-2-11-4 種子帯</p> <p>1. 種子帯は 10 cm 及び 15 cm を標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表 2-37 によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表 2-37 1m 当たり使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>帯幅</th> <th>種子粒数</th> <th>肥料成分量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15cm</td> <td>2500粒以上</td> <td>1.2g 以上</td> <td>主体草種は最低 3 種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>3. 主体草種は下記の中から 3 種以上を使用する。</p> <p>(1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー (6) その他のフェスク類</p>	帯幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要	15cm	2500粒以上	1.2g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする	<p>I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 2 章 材料</p> <p>1-2-11-4 種子帯</p> <p>1. 種子帯は 10 cm 及び 15 cm を標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表 2-37 によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表 2-37 1m 当たり使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>帯幅</th> <th>種子粒数</th> <th>肥料成分量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>2100粒以上</td> <td>3g 以上</td> <td rowspan="2">主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>2500粒以上</td> <td>4g 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>3. 主体草種は下記の中から 3 種以上を使用する。</p> <p>(1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー</p>	帯幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要	10cm	2100粒以上	3g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。	15cm	2500粒以上	4g 以上	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
帯幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要																		
15cm	2500粒以上	1.2g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする																		
帯幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要																		
10cm	2100粒以上	3g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。																		
15cm	2500粒以上	4g 以上																			

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考																		
<p>1-2-11-5 植生マット・植生シート・人工張芝</p> <p>1. 植生マット・植生シート・人工張芝 植生マット・植生シート・人工張芝はネット（化学繊維・植物繊維）、わらなどで製作した幅 50 cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットは、種子や肥料を付けたシート・不織布にネット（化学繊維・植生繊維）を被せ、肥料袋・基材袋を装着したものとする。植生シート・人工張芝は種子や肥料を装着したシート・不織布にネット（化学繊維・植生繊維）、わらを被せたものとする。植生マット・植生シート・人工張芝に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 1㎡当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植生マット</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10000粒以上</td> <td style="text-align: center;">30 g 以上</td> <td rowspan="2">主体草種は最低下記の3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」「リン酸」「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> <tr> <td>植生シート 人工張芝</td> <td style="text-align: center;">12 g 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり 280 g 以上とする。</p> <p>2. 止め具類 植生マット・植生シート・人工張芝の固定に使用する止め具類は、それぞれに適用するものを使用する。なお、芝ぐしは亜鉛引鉄線 1.6 mm以上、長さ 20 cm以上で切りU型等に曲げて使用する。止め釘は、L=150mmを標準とする。</p> <p>3. 張付け 植生マットの張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、それぞれに対応した止め具で行う。マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー (6) その他のフェスク類 	種別	種子粒数	肥料量	摘要	植生マット	10000粒以上	30 g 以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」「リン酸」「カリウム」の合計量とする。	植生シート 人工張芝	12 g 以上	<p>1-2-11-5 植生マット _____</p> <p>1. 植生マット _____ 植生マット _____ は布、わらなどで製作した幅 50 cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。 _____ _____ _____ 植生マット _____ _____ に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 1㎡当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">_____</th> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">15000粒以上</td> <td style="text-align: center;">40 g 以上</td> <td>主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料（成分 N・P・K合計が30%程度）とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり 300 g 以上とする。</p> <p>2. 芝ぐし _____ _____ 芝ぐしは亜鉛引鉄線 1.6 mm以上、長さ 20 cm以上で切りU型等に曲げて使用する。 _____</p> <p>3. 張付け 植生マットの張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、芝ぐしは1㎡当たり6本以上使用するものとし、マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー 	_____	種子粒数	肥料量	摘要	_____	15000粒以上	40 g 以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料（成分 N・P・K合計が30%程度）とする。	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
種別	種子粒数	肥料量	摘要																	
植生マット	10000粒以上	30 g 以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」「リン酸」「カリウム」の合計量とする。																	
植生シート 人工張芝		12 g 以上																		
_____	種子粒数	肥料量	摘要																	
_____	15000粒以上	40 g 以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料（成分 N・P・K合計が30%程度）とする。																	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考																																
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 2 章 材料</p>	<p>I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 2 章 材料</p>																																	
<p>1-2-11-6 植生土のう 土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも 1 年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表 2-39 によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表 2-39 1 袋当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種子粒数</th> <th style="width: 25%;">肥料量</th> <th style="width: 50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片面当たり 3000粒以上</td> <td style="text-align: center;">1 袋当たり 6g 以上</td> <td>主体草種は最低 3 種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種子粒数	肥料量	摘 要	片面当たり 3000粒以上	1 袋当たり 6g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	<p>1-2-11-6 植生土のう 土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも 1 年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表 2-39 によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表 2-39 1 袋当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種子粒数</th> <th style="width: 25%;">肥料量</th> <th style="width: 50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片面当たり 3600粒以上</td> <td style="text-align: center;">1 袋当たり 28g 以上</td> <td>主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種子粒数	肥料量	摘 要	片面当たり 3600粒以上	1 袋当たり 28g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>																				
種子粒数	肥料量	摘 要																																
片面当たり 3000粒以上	1 袋当たり 6g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																																
種子粒数	肥料量	摘 要																																
片面当たり 3600粒以上	1 袋当たり 28g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。																																
<p>1-2-11-15 植生基材吹付工 (有機質系) 1. ~ 2. (略) 3. ~ 4. (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-46~表 2-48 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-49 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-50 ピートモスの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">※ 70以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量 (CEC)</td> <td style="text-align: center;">me/l</td> <td style="text-align: center;">※ 100以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PH</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">3.5~7.0</td> <td style="text-align: center;">H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p> <p style="text-align: center;">表 2-51 (略)</p>	項 目	単 位	基準値	摘 要	有機物含有量	%	※ 70以上		塩基置換容量 (CEC)	me/l	※ 100以上		PH	—	3.5~7.0	H ₂ O法による	<p>1-2-11-15 植生基材吹付工 (有機質系) 1. ~ 2. (略) 3. ~ 4. (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-46~表 2-48 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-49 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-50 ピートモスの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">※ 70以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量 (CEC)</td> <td style="text-align: center;">me/l</td> <td style="text-align: center;">※ 130以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PH</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">3.5~7.0</td> <td style="text-align: center;">H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p> <p style="text-align: center;">表 2-51 (略)</p>	項 目	単 位	基準値	摘 要	有機物含有量	%	※ 70以上		塩基置換容量 (CEC)	me/l	※ 130以上		PH	—	3.5~7.0	H ₂ O法による	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
項 目	単 位	基準値	摘 要																															
有機物含有量	%	※ 70以上																																
塩基置換容量 (CEC)	me/l	※ 100以上																																
PH	—	3.5~7.0	H ₂ O法による																															
項 目	単 位	基準値	摘 要																															
有機物含有量	%	※ 70以上																																
塩基置換容量 (CEC)	me/l	※ 130以上																																
PH	—	3.5~7.0	H ₂ O法による																															

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定				(旧) 令和6年10月版	備考	
表3-3 植生工法適応条件表			別紙-2			
工法名	人工張芝	植生シート工	植生マット工 肥料袋付			
規格	ポリエチレンネット又はワ ラ	標準品 (ポリエチレン) 環境品 (分解性樹脂ネッ ト、間伐材利用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット			
適用土質	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG)	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG)	砂れき (GS・GS-F) 細粒分まじりれき (GF) 砂 [細粒分5～15%のS-F、S- FG] れき質砂 [細粒分5～15%のS G-F] 細粒分まじり砂 (SF)		諸基準類の改定に伴う表の追加	
地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称 (中分類記号) または (小分類記号) による	シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)			
土壌硬度	10mm～20mm	10mm～23mm未満	10mm～27mm未満			
勾配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上			
有機含有量	3%以上	3%以上	—			
土壌酸度 (PH)	4.0～6.5 (Kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (Kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (Kc1) 4.5～7.0 (H2O)			
リン酸吸収力 mg/土砂100mg	1,700以下	1,700以下	1,700以下			
施工適期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。			
<p>注) 1. 植生シート工・植生マット工は種子散布工や種子吹付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用出来るものとする。</p> <p>2. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。</p> <p>3. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。</p> <p>4. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。</p> <p>5. 上表の条件によらない場合は、現場条件に応じた植生製品を検討すること。</p>						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考																																																				
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート 1.~14. (略) 15. (略)</p> <p style="text-align: center;">表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 75%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 25%;">早強ポルトランド・普通ポルトランド+促進剤</th> <th style="width: 10%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。 水セメント比がこれと異なる場合は増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド+促進剤	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート 1.~14. (略) 15. (略)</p> <p style="text-align: center;">表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 75%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 25%;">早強ポルトランド・普通ポルトランド+促進剤</th> <th style="width: 10%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。 水セメント比がこれと異なる場合は増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。 3. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 4. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド+促進剤	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド+促進剤		混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド+促進剤	混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定	(旧) 令和6年10月版	備考																														
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p>	<p>I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p>																															
<p>表5-7 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後 _____ に想定される気象条件</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">薄い場合</th> <th style="width: 20%;">普通の場合</th> <th style="width: 20%;">厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 厳しい気象条件</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後 _____ に想定される気象条件	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	(1) 厳しい気象条件	15	12	10	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5	5	5	<p>表5-7 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生 _____ を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">薄い場合</th> <th style="width: 20%;">普通の場合</th> <th style="width: 20%;">厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。</p> <p>2. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生 _____ を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	15	12	10	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後 _____ に想定される気象条件		断面の大きさ																														
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																													
(1) 厳しい気象条件	15	12	10																													
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5	5	5																													
5℃以上の温度制御養生 _____ を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ																															
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																													
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	15	12	10																													
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5																													
<p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. (略)</p>	<p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. (略)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>																														

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

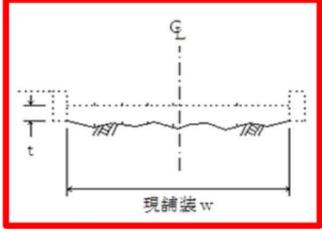
(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 5 編 道路編 第 7 章 照明	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 5 編 道路編 第 7 章 照明	
5-7-4-6 接地 1. 低圧配線の金属管、分電盤(箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、 C種 接地とし、300V以下のものは D種 接地を行わなければならない。 2. ~ 5. (略)	5-7-4-6 接地 1. 低圧配線の金属管、分電盤(箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、 特別第3種 接地とし、300V以下のものは 第3種 接地を行わなければならない。 2. ~ 5. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	3	オーバーレイ工	厚さ t		-9	厚さは40m毎に「現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w		-25			
						延長 L		-100			
						平坦性		3mプロフィルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
5	13	4	5	4	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		3mプロフィルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

(旧) 令和6年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		3mプロフィルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

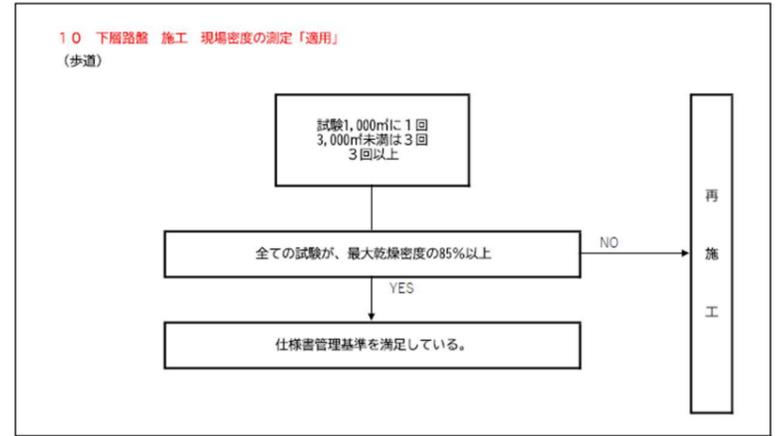
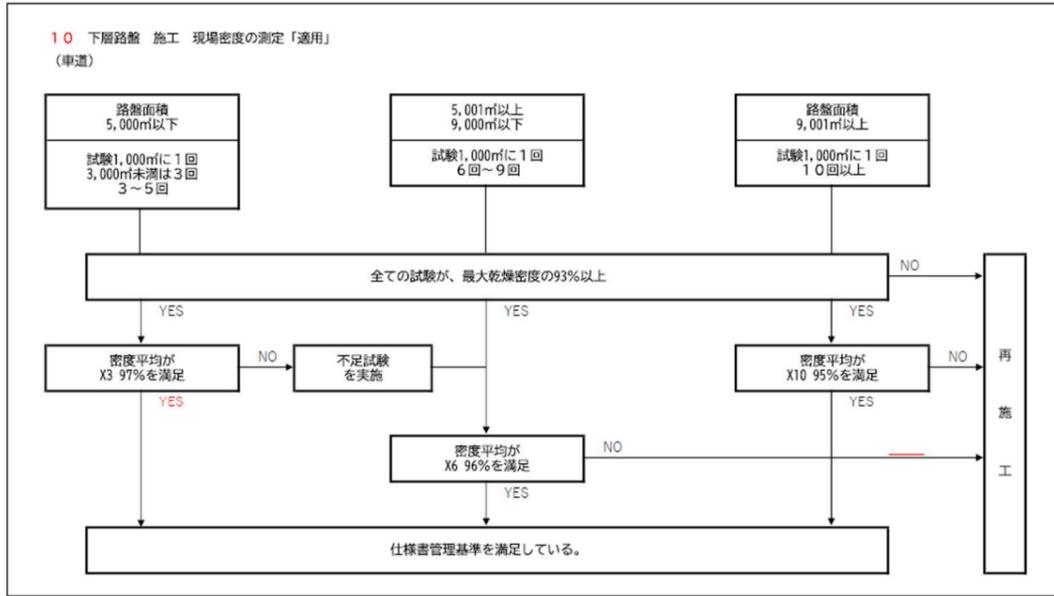
備考

項目の追加

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

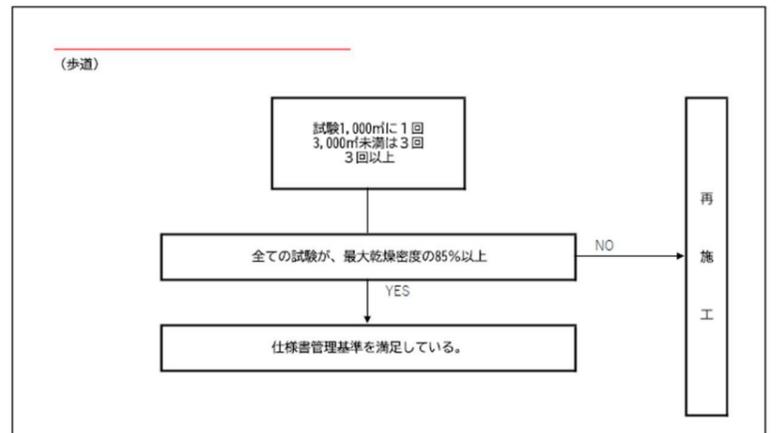
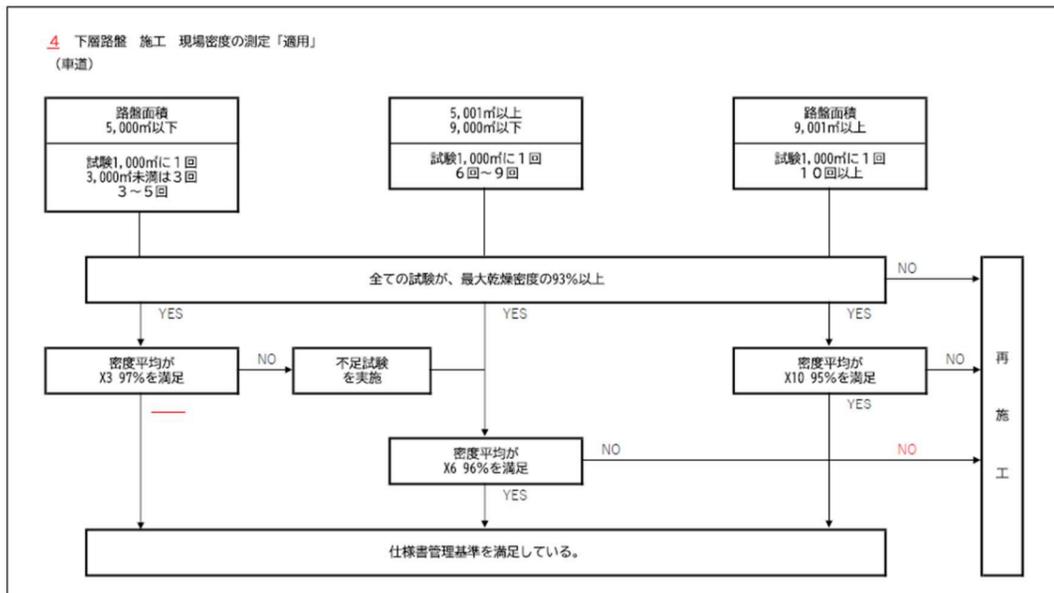
(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 P87 品質管理基準 (土木) 解説



(旧) 令和6年10月版

3 品質管理基準 P87 品質管理基準 (土木) 解説



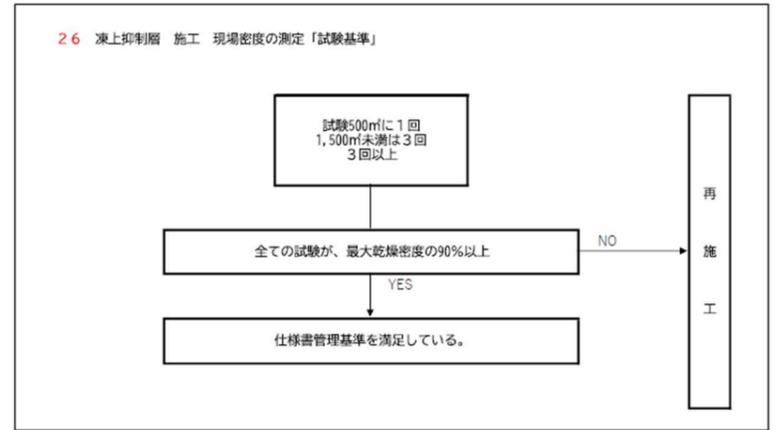
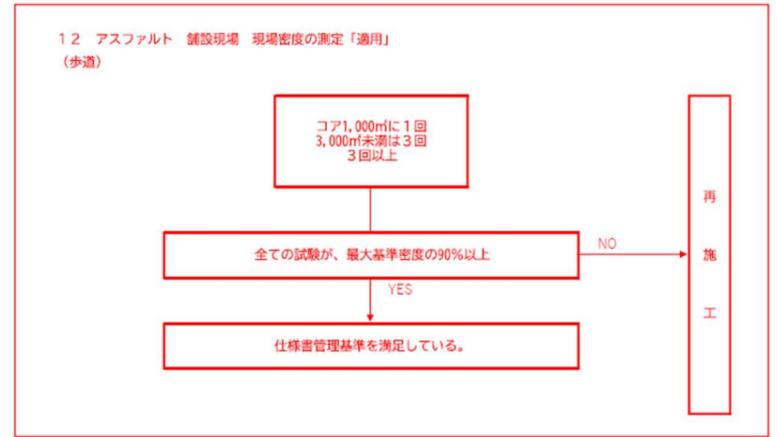
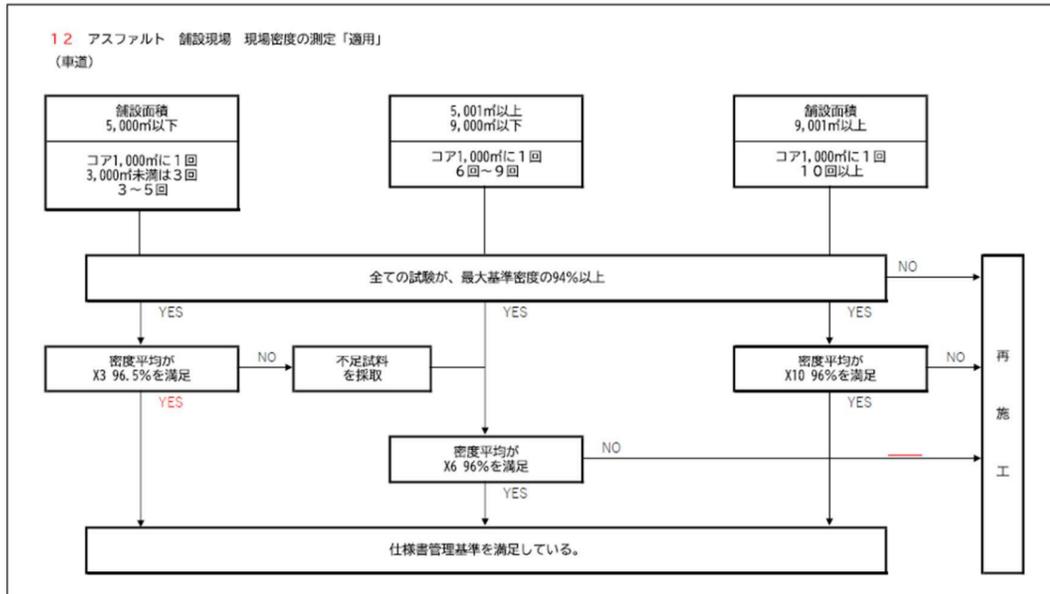
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

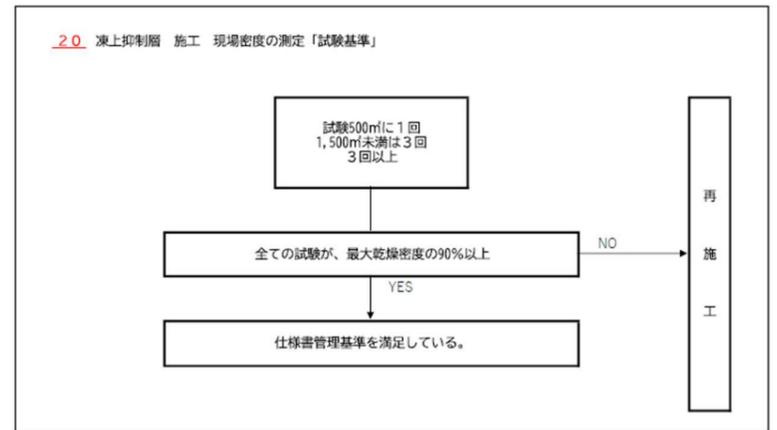
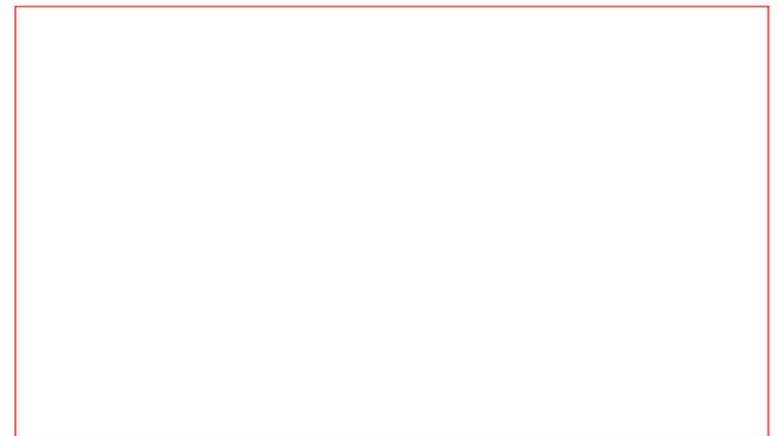
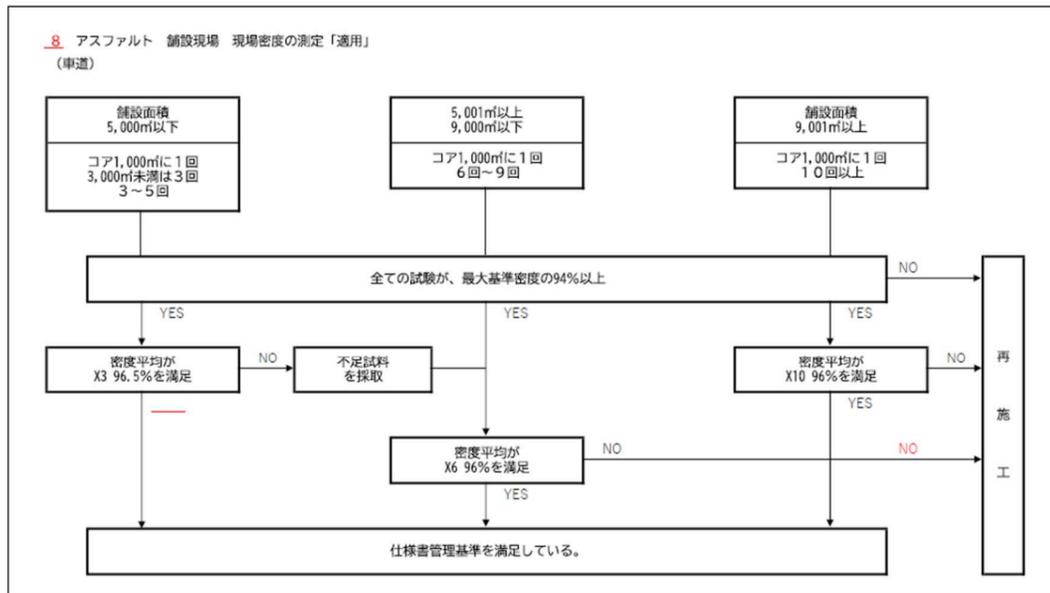
(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 P88 品質管理基準 (土木) 解説



(旧) 令和6年10月版

3 品質管理基準 P88 品質管理基準 (土木) 解説



備考

フローチャートの追加、誤植訂正